

文 書 番 号
年 月 日

自治体トイレカー災害時相互派遣に関する協定（参加・離脱）申請書

自治体トイレカー災害時相互派遣に関する協定
運営協議会 宛

市町村名
首 長 名

自治体トイレカー災害時相互派遣に関する協定に（参加・離脱）したく申請いたします。

住 所	
担 当 部 署	
担 当 者 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
電子メールアドレス	

自治体トイレカー災害時相互派遣に関する協定

（目的）

第1条 この協定は、トイレカーを所有する自治体（以下「協定団体」という。）が、協定団体の地域において、地震、風水害その他の災害が発生した場合に、友愛精神に基づき、トイレカーを迅速かつ円滑に相互派遣することを目的に締結するものである。

（連絡担当部局の設置等）

第2条 協定団体は、この協定の連絡を円滑に行うため、あらかじめ連絡担当部局を定め、担当責任者、電話番号、電子メールアドレスその他連絡に必要な事項を毎年度始めに他の協定団体に周知するものとする。

（派遣の要請）

第3条 被災団体は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、前条の連絡担当部局を通じ、文書により派遣を要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話、ファクシミリ、電子メール等で要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 派遣場所及びその場所への経路
- (3) 応援を必要とする期間
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

（派遣の実施）

第4条 協定団体は、前条に規定する派遣の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

2 前項により派遣されたトイレカーは、原則被災団体が運用することとする。ただし、これにより難しいときは、被災団体と派遣した協定団体が協議の上定めるものとする。

（経費の負担）

第5条 派遣に要した経費は、原則として被災団体が負担する。ただし、これにより難しいときは、被災団体と派遣した協定団体が協議の上定めるものとする。

（損害賠償及び費用負担）

第6条 派遣した協定団体は、被災団体の交通事故等による損害賠償費用、被災団体が故意若しくは過失によりトイレカーを毀損し、若しくは亡失したことによる原状回復費用又は被災団体が道路交通法等に違反したことにより生じた費用を負担したときは、次に掲げる費用を除き、当該費用を被災団体に求償することができる。

- (1) 派遣した協定団体が加入する自動車損害賠償責任保険及び任意保険で補填される費用

(2) 派遣した協定団体の責めに帰すべき事由により生じた損害賠償費用
(協定運営協議会の設置)

第7条 この協定の運営を円滑に行うため、協定運営協議会（以下「協議会」とい
う。）を設置する。

- (1) 協議会は、すべての協定団体で構成する。
- (2) 協議会には幹事及び副幹事を置くものとし、第1号の団体から互選により選
出するものとする。
- (3) 前号の幹事及び副幹事の任期は2年とし、再任は妨げない。
- (4) 協議会事務局は、幹事の担当課内におき、協議会の庶務を行う。

2 協議会の行う業務は、以下のとおりとする。

- (1) この協定に参加または協定から離脱を希望する協定団体への同意
- (2) この協定の運営に係る連絡及び調整
- (3) その他、この協定の運営に関し必要な事項の決定
(協定への参加及び離脱)

第8条 協定への参加及び離脱は、別紙様式の参加・離脱申請書を協議会へ提出し、
当該申請書を協議会が受理したときをもって同意したものとみなす。

2 前条第1項第3号の幹事は、協定団体に異動があった場合は、速やかに他の協
定団体に通知する。

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、協定団体が既に締結している協定及び個別に締結する災害時
の相互派遣に関する協定を妨げないものとする。

(協定の実効性の確保)

第10条 協定団体は、平素より相互に交流・連携の推進を図りつつ、この協定の
実効性の確保に努めるものとする。

(協定に関する協議)

第11条 この協定に定めるもののほか、自治体トイレカー災害時相互派遣に関し
必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この協定は、令和5年3月30日から施行する。

附 則

この協定は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この協定は、令和7年3月27日から施行する。

附 則

この協定は、令和8年3月31日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書を15通作成し、協定団体が記名の上、
各自その1通を保有する。

令和8年3月31日

愛媛県宇和島市長	岡原 文彰	千葉県市川市長	田中 甲
兵庫県南あわじ市長	守本 憲弘	石川県輪島市長	坂口 茂
長崎県島原市長	古川 隆三郎	石川県珠洲市長	泉谷 満寿裕
福島県いわき市長	内田 広之	京都府精華町長	杉浦 正省
愛媛県八幡浜市長	大城 一郎	兵庫県加東市長	岩根 正
愛媛県大洲市長	二宮 隆久	愛媛県松山市長	野志 克仁
青森県むつ市長	山本 知也		
大阪府交野市長	山本 景		
大分県中津市長	奥塚 正典		